

CFP®・行政書士  
相続支援ネット柏代表 高本博雄

# 相続人の確定はこのように行なっても大丈夫！

## ▼慎重のうえにも慎重を期さねばならない作業といえる

### 葬儀を終え、ホッと一息

にはやらねばならない手続きが数多く待ち受けている。数々の手続きの中でも、相続手続きをスムーズに進めるために第一に行なわなければならないのが、「相続人の確定」である。

### 様々なケースを想定し 確定作業を進める

相続のゴールは遺産の分割であるが、遺言がある場合を除き、多くの場合、相続人間で遺産分割協議を行なうことになる。その遺産分割協議に無資格者が含まれている場合や、有資格者の一部を除外し

者がいる場合など、すべての共同相続人本人が遺産分割協議に参加できるとは限らない。〈相続人が未成年者の場合〉

図表1 法定相続人の順位

- (一) 第一順位 被相続人の子
- (二) 第二順位 被相続人の直系尊属
- (三) 第三順位 被相続人の兄弟姉妹
- (四) 配偶者は常に相続人となる

共同相続人に未成年者がいる場合、その法定代理人たる親権者が未成年相続人に代わって分割協議を行なうことになるが、次のような場合は利益相反行為となり、「特別代理人選任申立書」で、特別代理人の選任を家庭裁判所に請求することになる。

- ① 親権者と未成年者がともに共同相続人の場合
- ② 親権者を同じくする未成年相続人が複数の場合

〈相続人に胎児がいる場合〉胎児は、相続についてはすでに生まれたものとみなされ、

出生したら相続人となる。出生を待たずになされた分割協議は、相続人の一部を欠くものとして無効となる。分割協議は出生まで待つべきである。〈相続人行方不明者がいる場合〉

共同相続人の一部に生存は明らかだが行方不明で、その住所が判明しない者がいる場合、「相続財産管理人選任申立書」で、家庭裁判所に財産管理人の選任を請求することになる。選任された財産管理人が分割協議を行なうが、その成立にあたって、協議事項について家庭裁判所の許可を必要とする。

〈相続人に生死不明者がいる場合〉

共同相続人の中に不在者がいて、その生死が不明であり、失踪宣告の要件を備えている場合は、「失踪宣告審判申立書」で、家庭裁判所に失踪宣告の申立てを行なう。

失踪宣告の結果、不在者は死亡したものとみなされ、不

在者に相続人がいれば当該相続人が、相続人がいない場合は家庭裁判所で選任された相続財産管理人が分割協議に参加する。

### 相続人の確定方法

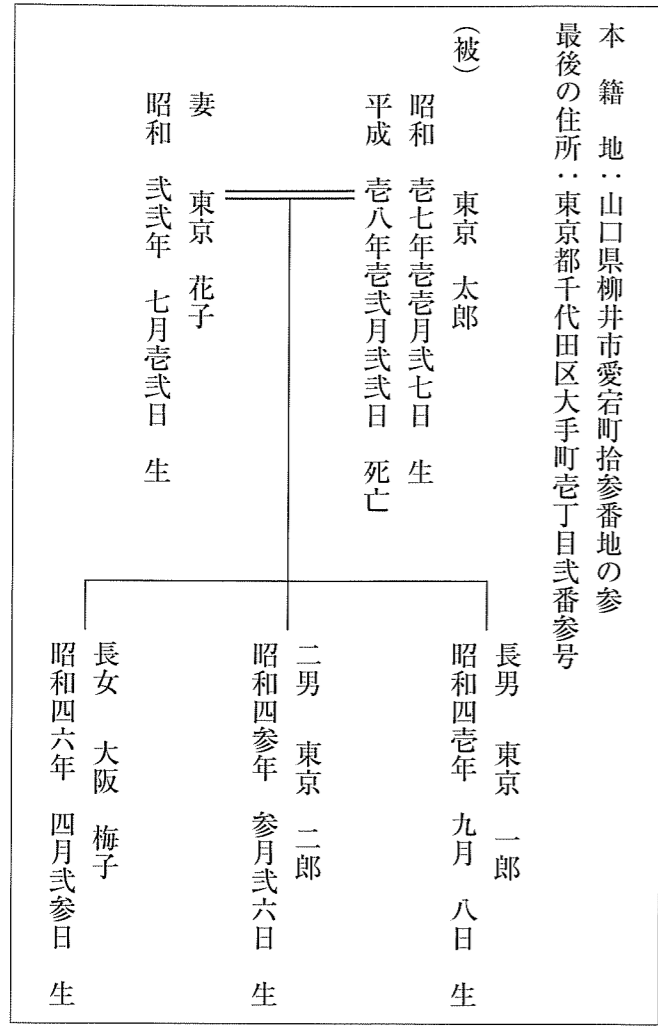
普通は、相続人がだれであるかは親族間で分かるはずである。しかし、認知した婚姻外の子がいる、幼少時に養子

に出された兄弟姉妹がいるということも、現実にはままある話である。そこで、被相続人の戸籍謄本等を取り寄せ、相続人を確定することが必要である。

### 相続人の調査方法

よって身分関係を確認した後、相続人関係図を修正するとともに、関係者の生年月日および死亡年月日等を記載し、相続人確定作業を進めることとなる。

図表2 被相続人・東京太郎の相続人関係図



戸籍謄本等は相続人が市区町村に「本人請求」すべきであるが、葬儀が終わったばかりで、精神的にも時間的にも余裕がないという場合は、FP・FAが「代理請求」することになる。

この場合、「委任状」と運転免許証等の身分を証する書類が必要となる。弁護士や行政書士等は「業務上請求」が

- ① 必要な書類と枚数
  - ② 本籍地
  - ③ 筆頭者
  - ④ 筆頭者と請求者の続柄
  - ⑤ 使用目的
  - ⑥ 請求者の住所・氏名・電話番号
- その他に筆者は運転免許証のコピーを添付しているが、各市区町村により対応が多少異なるので、事前に確認の電話をするのが望ましい。
- なお、相続財産の名義変更や登記の際にも戸籍謄本等は必要になるので、数通取り寄せておくとう便利である。